

鳥取市小学生スポーツ全国大会出場補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市小学生スポーツ全国大会出場補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、小学生スポーツの全国大会への上場経費を補助し、児童の体育活動の健全な発展を図ることを目的として交付する。

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者は、鳥取市体育協会とする。

(補助対象事業)

第4条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、小学生を対象とした次の各号のいずれにも該当するスポーツ全国大会（以下「大会」という。）に選手等（市内の小学校に通学する児童及びその指導者で、当該大会要項に基づく監督、コーチ、マネージャー及び登録選手をいう。以下同じ。）を派遣する事業とする。

- (1) 日本体育協会加盟団体又は鳥取市体育協会加盟団体の競技種目であること。
- (2) 日本体育協会加盟団体又はこれに準ずる団体が主催するものであること。
- (3) 県単位以上の予選会を有するものであること。

(補助対象経費)

第5条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要した経費のうち旅費及び宿泊費とする。

(補助金の算定等)

第6条 本補助金は、補助対象経費の額に10分の10を乗じて得た額（年度毎に、選手等1人当たり1大会につき10,000円を限度額とし、1,000円未満の端数は切り捨てる。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

2 前項の限度額は、大会の主催者等から選手等又はその所属する団体に対して大会に要する経費が交付される場合は当該経費を含めて算定し、当該経費が選手等1人当たり1大会につき10,000円以上の場合は本補助金を交付しない。

(交付申請)

第7条 規則第4条の規定に基づく本補助金の交付申請は、大会が終了した日の翌日から当該大会が開催された年度の末日までに行わなければならない。

2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第4号に掲げる書類は、次の各号に掲げる書類とする。

(1) 大会要項

(2) 大会参加者名簿

(着手届の提出)

第8条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号に規定する市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出は、要しないものとする。

(実績報告)

第9条 本補助金の交付に係る事業は、規則第12条ただし書に規定する市長が指定する補助事業等とし、同条に規定する実績報告書の提出は、要しないものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年3月12日から施行し、平成15年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年5月18日から施行し、平成21年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年3月26日から施行し、平成25年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。